

ポリ塩化ビフェニル問題の経緯

昭和4年	米国スワン社（後にモンサント社に合併）生産開始
昭和29年	国内生産開始（鐘淵化学工業、1969年に三菱モンサント）
昭和43年	カネミ油症事件発生、ポリ塩化ビフェニルの毒性が社会問題化
昭和47年	行政指導（通産省）により製造中止、回収等の指示（保管の義務） 日本国内での使用量は累計で約5万4千トン。このうち約3分の2はトランス等の電器用として使用
昭和48年	水産庁「ポリ塩化ビフェニル汚染実態調査結果」発表（魚介類） 兵庫県「ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の取扱いの規制に関する条例」制定
昭和49年	化学物質の審査及び製造に関する法律制定・施行 （製造・輸入・使用の原則禁止）
昭和51年	廃棄物処理法の処理基準として高温焼却を規定
昭和60年	液状廃ポリ塩化ビフェニル高温熱分解処理試験実施
昭和62年～ 平成元年	鐘淵化学工業(株)高砂工場において液状廃ポリ塩化ビフェニル約5,500トンを高温焼却
平成4年	廃棄物処理法により特別管理廃棄物として指定
平成10年	廃棄物処理法の処理基準に化学分解法等を追加
平成13年	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」が採択 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定 環境事業団法の一部改正（環境事業団により処理施設の整備、処理業務の実施）
平成14年	廃棄物処理法の処理基準にプラズマ分解方式を追加
平成15年	ポリ塩化ビフェニル処理基本計画の策定 大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画認可 関西電力(株)が自社処理開始（柱状トランス油及びケース）
平成16年	ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドラインの策定 北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の稼動